

規則等の案と定めた規則等の差異について

1. 規則等の案の内容（改正の内容）

(1) 乳児等支援給付の認定手続に関する次の様式を定めます。

- ア 乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第2号の3）
乳児等支援給付認定を受けようとする保護者が提出すべき申請書
【法第30条の15】
- イ 乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園認定証）（様式第3号の3）
乳児等支援給付認定が決定したときに保護者あてに発行する認定証
【法第30条の15第3項】
- ウ 乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届（様式第9号の3）
乳児等支援給付認定の変更を受けようとする保護者が提出すべき申請書
【法第30条の17】
- エ 乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書（様式第14号）
市外への転出やこども園への入園等により、給付認定事由が消滅した際に保護者が提出すべき書類
【法第30条の18第1項～第4項】
- オ 乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅通知書（様式第15号）
乳児等支援給付認定の消滅が決定したときに保護者あてに発行する通知
【法施行規則第28条の25】

(2) 特定乳児等通園支援事業者の確認手続に関する次の様式を定めます。

- ア 特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第39号）
特定乳児等通園支援事業者としての確認を受けようとする者が提出すべき申請書
【法第54条の2第2項】
- イ 特定乳児等通園支援事業者確認(不確認)通知書（様式第40号）
特定乳児等通園支援事業者としての確認結果を事業を行う者に通知するための書式【法第54条の2第2項】
- ウ 特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第41号）
乳児等通園支援事業の利用定員を増加する際に提出すべき申請書
【法第54条の3】【法第44条】
- エ 特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の減少）（様式第41号の2）
乳児等通園支援事業の利用定員を減少する際に提出すべき申請書
【法第54条の3】【法第47条】
- オ 特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の変更以外）

(様式第 41 号の 3)

乳児等通園支援事業の利用定員以外の変更がある際に提出すべき申請書

【法第 54 条の 3】 【法第 47 条】

カ 特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書 (様式第 42 号)

特定乳児等通園支援事業者としての確認を辞退する際に提出すべき申請書

【法第 54 条の 3】 【法第 48 条】

(3) (1) から (2) に定めるもののほか、所要の改正を行います。

2. 現に定めた規則等の内容

(1) 乳児等支援給付の認定手続に関する次の様式を定めます。

- ア 乳児等支援給付 (こども誰でも通園制度) 認定申請書 (様式第 2 号の 3)
- イ 乳児等支援支給認定証 (こども誰でも通園制度認定証) (様式第 3 号の 4)
- ウ 乳児等支援給付 (こども誰でも通園制度) 認定変更届 (様式第 9 号の 3)
- エ 乳児等支援給付 (こども誰でも通園制度) 認定取消届出書 (様式第 13 号)
- オ 乳児等支援給付 (こども誰でも通園制度) 認定取消通知書 (様式第 13 号の 5)

(2) 特定乳児等通園支援事業者の確認手続に関する次の様式を定めます。

- ア 特定乳児等通園支援事業者確認申請書 (様式第 39 号)
- イ 特定乳児等通園支援事業者確認(不確認)通知書 (様式第 40 号)
- ウ 特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書 (様式第 41 号)
- エ 特定乳児等通園支援事業者変更決定 (不決定) 通知書 (様式第 42 号)
- オ 特定乳児等通園支援事業変更届 (様式第 43 号)
- カ 特定乳児等通園支援事業利用定員減少届 (様式第 44 号)
- キ 特定乳児等通園支援事業者確認届出書 (様式第 45 号)

3. 変更することとした理由

- ・給付認定事由の消滅について、根拠となる子ども・子育て支援法第 30 条の 18 等において、これらに関連する手続きが「乳児等支援給付認定の取消し」と規定されていることから、様式名の「認定消滅」を「認定取消」に変更した。
(様式第 13 号及び様式第 13 号の 5)
- ・改正前規則にて規定されている様式との整合性を考慮し、様式の号数の表記や並び順を変更した。
- ・特定乳児等通園支援事業者の確認変更に係る書式について、改正前規則にて定める様式との整合性を考慮し、様式第 43 号から第 45 号までの様式の記載内容を整理し、併せて様式名についても修正を図った。